

## 北海道男女平等参画審議会専門部会の設置について

### 1 設置の根拠

北海道男女平等参画チャレンジ賞実施要綱第5条第1号及び北海道男女平等参画推進条例第30条の規定に基づき、北海道男女平等参画チャレンジ賞受賞者選考のため、専門部会を設置するものである。

#### 参考

##### [北海道男女平等参画推進条例]

(専門部会)

第30条 審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

3 専門部会に属すべき委員及び特別委員は会長が指名する。

##### [北海道男女平等参画チャレンジ賞実施要綱]

(選考及び決定)

第5条 選考及び決定は次のとおりとし、受賞者は2件以内とする。

(1) 本賞の選考は、北海道男女平等参画審議会の専門部会で行う。

(2) 知事は、審議会の報告を受け、受賞者を決定する。

### 2 専門部会設置の理由

北海道男女平等参画チャレンジ賞は、社会のあらゆる分野で、個性と能力を活かしてチャレンジしている個人や団体又は支援団体・グループを顕彰し、男女平等参画社会づくりに貢献する身近なモデルを示すことで、男女平等参画社会の実現への気運を高めることを目的とし、平成16年度に創設された賞である。

このため、受賞候補者の選考に当たり、有識者からなる北海道男女平等参画審議会専門部会を設置し、全道各地で活躍している個人や団体・グループについて、男女平等参画の各分野の専門的な視点から検討を行うこととしている。

### 3 専門部会の構成

社会のあらゆる分野で活躍している個人・団体等を顕彰することから、各分野から、バランスよく構成する。

### 4 専門部会開催スケジュール

部 会	時 期	内 容
第2回 審議会	10月20日	・ 審議会において専門部会の設置を協議 ・ 専門部会委員及び部会長の指名
第1回 専門部会	11月上旬 ～12月上旬	・ 候補者選考 ・ 知事へ報告
	12月中旬	・ 受賞者決定
	1月中～下旬	・ 贈呈式

### 5 専門部会の公開について

受賞候補者のプライバシーに配慮し、審議は非公開とする。

# 北海道男女平等参画チャレンジ賞実施要綱

(目的)

第1条 職場、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野で、女性や男性がそれぞれの個性と能力を生かしてチャレンジし、活躍している個人、団体・グループ及びそのようなチャレンジを支援している団体・グループを顕彰し、チャレンジの身近なモデルを示すことによって、男女平等参画社会実現への気運を高めることを目的とする。

(賞の種類)

第2条 北海道男女平等参画チャレンジ賞（以下「本賞」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 輝く女性のチャレンジ賞  
受賞者が女性個人の場合
- (2) 輝く男性のチャレンジ賞  
受賞者が男性個人の場合
- (3) 輝く北のチャレンジ賞  
受賞者が団体・グループの場合
- (4) 輝く北のチャレンジ支援賞  
チャレンジを支援している団体・グループ

(表彰の対象)

第3条 本賞の対象は、北海道に在住（在勤）し、あるいは主として道内において活動を展開している、概ね次のような個人、団体・グループとする。

ただし、本賞の受賞は1回限りとするとともに、本賞と同一の功績で国の表彰等を受けたものは対象としない。

- (1) 政策・方針決定過程に参画し、主導的立場を担い、特に顕著な活躍をしている女性
- (2) 新たな分野に挑戦し、その領域を拓くなど、先駆的な活躍をしている個人、団体・グループ
- (3) 子育てや介護等でいったん仕事を中断した後に、仕事に再チャレンジし、特に顕著な活躍をしている個人及びそのような者が中心となって活動している団体・グループ
- (4) 地域の発展に資する各種の実践的な活動にチャレンジし、特に顕著な活躍をしている個人、団体・グループ
- (5) 前4項のような活動について、積極的にその支援を行い、男女平等参画社会の実現に寄与していると認められる団体・グループ

(候補の選定)

第4条 候補の選定は推薦によることとし、推薦要領は別に定める。

(選考及び決定)

第5条 選考及び決定は次のとおりとし、受賞者は2件以内とする。

- (1) 本賞の選考は、北海道男女平等参画審議会の専門部会で行う。
- (2) 知事は、審議会の報告を受け、受賞者を決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、知事が賞状及び副賞を贈呈して行う。

(庶務)

第7条 本賞に関する庶務は、環境生活部くらし安全局道民生活課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本賞に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

## 平成27年度 北海道男女平等参画審議会専門部会 (チャレンジ賞選定) 開催状況 (概要)

### 1 専門部会

#### (1) 日時

平成28年1月7日(木) 10:00~11:30

#### (2) 場所

北海道庁本庁舎12階 環境生活部1号会議室

#### (3) 議題及び内容

- ・ 議題1 北海道男女平等参画チャレンジ賞について  
事務局から、賞の概要、今年度の応募状況等について説明した。
- ・ 議題2 北海道男女平等参画チャレンジ賞の選考について  
事前に意見を集約した資料をもとに、各候補者について意見交換し、選考した。

(平成27年度は、3個人1団体、計4件の候補者の中から、2件を選考)

#### (4) 選考結果

- ・ 輝く女性のチャレンジ賞 長岡 行子(帯広市)
- ・ 輝く北のチャレンジ支援賞 釧路公立大学皆月研究質マタニティ・育児支援アプリ開発(代表 皆月 昭則)(釧路市)

※ 敬称略

※ 受賞者の活動内容については、資料 のとおり

### 2 専門部会名簿

氏 名	住 所	所 属 等
木 村 佳 子	札幌市	札幌市立あやめ野中学校 校長
高 山 淳 一 【部会長】	札幌市	北海道経済連合会 労働政策局長
武 田 幸 信	札幌市	株式会社 アレフ 人事部長
伴 辺 久 子	苫小牧市	苫小牧男女平等参画推進協議会 事務局長
山 田 悦 子	札幌市	日本労働組合総連合会北海道連合会 女性委員会委員長

平成27年度 北海道男女平等参画チャレンジ賞 受賞者一覧

【輝く北のチャレンジ賞】

個人名	長岡 行子	現職等	出張理美容サービスVESS 代表	住所	帯広市
<p>《受賞理由》</p> <p>全国的にも草分けとなる、出張理美容サービス「VESS」を十勝で始め、介護を必要とする高齢者の自宅や福祉施設の訪問活動を中心として、様々な地域の人々をつなげる活動を展開しています。</p> <p>車いすや寝たきりの方々に、出張の着付けと写真撮影をするために立ち上げたプロジェクトチーム「いつも手をつないで」では、地域の異業種の方々が協力し合い、利用者の記念日をサポートしています。障がいを持つ方の結婚式の際には、ドレスや式場にマッチするブライダル専用の純白の車いすを提供するなど、様々な事情で諦めかけていた夢のプランのお手伝いを行っています。</p> <p>また、子どもたちに職業体験をしてもらう「キッズトライ」や、障がいのある子どもたちを対象とした「就労支援型キッズトライ」を、地域の方々やプロの職人の方々の協力のもと企画・開催しており、子どもたちの夢や支援の輪を広げています。</p> <p>さらに、産前産後ケアの専門家と連携しながら、地域のお母さんをサポートする取組や、地域の青年会議所や商工会青年部の方々の協力のもと、親同士の交流の場づくりなども進めています。</p> <p>今年は、車いす利用者が快適に生活するための情報誌を発行するために、インターネットのクラウドファンディングサービスを利用して資金を募り、障がいのある方々への理解や交流拡大を目指し、活動しています。</p> <p>スタッフの中には、ケガや病気、結婚や出産などで、仕事や現場から離れていた女性も多く、そうした女性の皆さんが復帰し、ハートフル美容師や上級訪問美容師などの資格認定を受け、自らの技術向上にも熱心に取り組んで活動している姿は、地域の方々に元気を与えています。</p>					

【輝く北のチャレンジ支援賞】

団体名	釧路公立大学水無月研究質 マタニティ・育児支援アプリ開発	代表者	皆月 昭則	住所	釧路市
<p>《受賞理由》</p> <p>出産や子育て経験のない学生たちが、家族や地域のマタニティ、保健師や助産師などの意見・要望を自分たちの足で収集し、協力し合いながら、出産や子育てを支援する様々なアプリを開発しています。</p> <p>たとえば、妊娠や出産を支援する「陣痛ダイアリー」では、陣痛の始まりと終わりにボタンを押す単純な操作で、陣痛発生の時間や間隔などが記録され、病院連絡へのタイミングなどがアドバイスされます。産科病院が減少したり、なくなるなどして、都市部の病院までに時間を要する地域のお母さんや家族にとっては、大変心強いものです。</p> <p>また、育児支援アプリ「おっぱいですよ」では、授乳データをもとに、赤ちゃんとお母さんの生活リズムや母乳時間の間隔を知ることができる上、助産師監修のコメントが表示され、授乳への知識や赤ちゃんの状態への気づきにもつながります。</p> <p>それぞれのアプリの主な対象はマタニティやお母さんですが、スマートフォン特有の機能を活かし、入力情報を共有することができます。家庭内で行われる子育ての苦労は見えにくい部分がありますが、陣痛時間やおむつの交換回数などの記録データを夫婦や家族全体で共有することで、みんなで子育てをしている意識が生まれ、家族の絆が深まるきっかけとなっています。</p> <p>また、アプリの利用者が、地域の大学の役割に期待感を持つようになったことで、地域のマタニティに関する現状が大学側にフィードバックされるなど、大学と地域との新たなつながりも生まれました。</p> <p>活動は5年間続けられており、全国での利用も広がっています。北海道の地域に根ざす大学ならではの視点でアプリを開発し、道民のみならず、全国のマタニティや育児をする家族・地域を応援しています。</p>					